一管区水路通報第4号

令和6年2月2日 第一管区海上保安本部

______ 第37項 北海道南岸 第38項 北海道南岸 苫小牧港・・・・・・・・・岸壁名称変更 浦河港北西方・・・・・・射撃訓練 第39項 北海道南岸 十勝港東方・・・・・・・射撃訓練 第40項 北海道南岸 釧路港南方・・・・・・・・救難訓練 第41項 北海道南岸 第42項 稚内港・・・・・・・・無線塔不存在 北海道西岸 第43項 北海道西岸 稚内港・・・・・・・・・移動クレーン撤去 第44項 北海道西岸 稚内港・・・・・・・・・タンク群撤去 第45項 北海道西岸 稚内港・・・・・・・・・風力タービン撤去 第46項 北海道西岸 石狩湾港北北東方・・・・・・障害物不存在 第47項 北海道西岸 石狩湾港及び付近・・・・・海洋調査 小樽港・・・・・・・・・海上フェンス設置 第48項 北海道西岸 第49項 北海道西岸 奥尻島、青苗港・・・・・・魚礁設置 -----

○ 船舶交通安全のための情報提供について

海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により 提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶 交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則 として毎週1回又は随 時)

[※]各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html

「航行警報」

水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語	無線電話
			英語	インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語	自動受信方式
			英語	インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による
				自動受信方式、
				インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUH0/keiho/navarea11.html

○ 「海氷情報センター」について

海氷情報は下記Webページにより入手できます。

URL: https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/1center.html



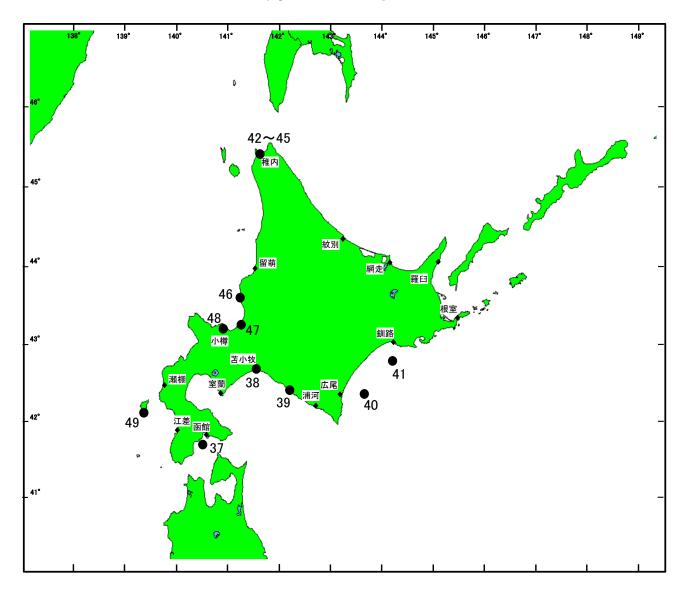
一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先

第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)

TEL(0134)27-0118(内線2515)FAX(0134)27-6190

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

6年37項 北海道南岸 - 函館湾南西方 照明弾発射訓練

下記区域で、巡視艇による照明弾発射訓練が実施される。

期 間 令和6年2月10日(予備日17日)0900~1200

区 域 41-40.0N 140-35.0E

を中心とする半径 1.5 海里の円内

海 図 W9

出 所 函館海上保安部



6年38項 北海道南岸 - 苫小牧港、第2区 岸壁名称変更 下記のとおり、西ふ頭の岸壁名称が変更された。

1 名 称 西ふ頭1号岸壁

位 置 (変更前) 42-38-12N 141-37-25E 付近 (変更後) 42-38-10N 141-37-26E 付近

2 名 称 西ふ頭2号岸壁

位 置 (変更前) 42-38-16N 141-37-22E 付近 (変更後) 42-38-19N 141-37-21E 付近

3 名 称 西ふ頭3号岸壁

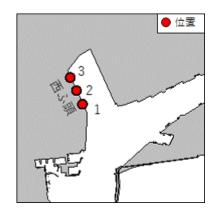
位 置 (変更前) 42-38-20N 141-37-20E 付近 (変更後) 42-38-25N 141-37-17E 付近

4 名 称 西ふ頭4号岸壁

位 置 (変更前)42-38-24N 141-37-18E 付近 (変更後)廃止

海 図 W1033A-JP1033A

出 所 苫小牧港長



6年39項 北海道南岸 - 浦河港北西方 射撃訓練

下記区域で、陸上自衛隊による対空射撃訓練が実施される。

期 間 令和6年2月20日~4月15日0800~1730

区 域 42-18-26N 142-26-33E を中心とする半径 20km の円のうち、

真方位 180°~270°の扇形区域

備 考 射撃開始及び終了時にサイレン吹鳴

射撃時間中、監視塔に赤色吹流しを掲揚

海 図 W1030-JP1030

出 所 陸上自衛隊北部方面総監部



6年40項 北海道南岸 - 十勝港東方 射撃訓練

下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

期 間 令和6年2月27日(予備日3月1日)0830~1500

区 域 42-17.1N 143-53.0E

を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗掲揚

海 図 W1032-JP1032

出 所 釧路海上保安部



6年41項 北海道南岸 — 釧路港南方 救難訓練

下記区域で、回転翼航空機による救難訓練が実施されている。

期 間 令和6年2日29日まで 日出~日没

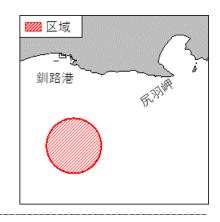
区 域 42-43.4N 144-22.4E

を中心とする半径5海里の円内

備 考 発炎筒及び信号発煙照明筒を投下

海 図 W 2 6

出 所 釧路航空基地



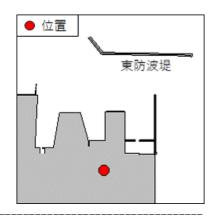
6年42項 北海道西岸 - 稚内港 無線塔不存在

下記位置の無線塔は存在しない。

位 置 45-24-01N 141-42-01E

海 図 W1041(分図「内港」)

出 所 稚内海上保安部



6年43項 北海道西岸 - 稚内港 移動クレーン撤去

下記区域の、移動クレーンは撤去された。

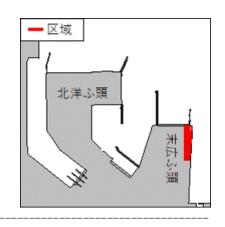
区 域 下記2地点を結ぶ線上付近

(1) 45-24-24. 1N 141-41-29. 1E

(2) 45-24-16. 6N 141-41-28. 5E

海 図 W1041(分図「内港」)

出 所 稚内港長



6年44項 北海道西岸 - 稚内港 タンク群撤去

下記区域の、タンク群は撤去された。

区 域 下記3地点付近

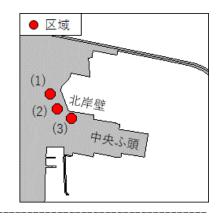
(1) 45-25-03N 141-40-43E (11 基)

(2) 45-25-00N 141-40-45E (10 基)

(3) 45-24-58N 141-40-49E (3 基)

海 図 W1041(分図「内港」)

出 所 稚内海上保安部



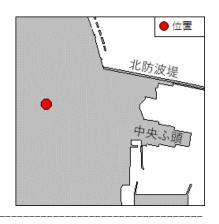
6年45項 北海道西岸 - 稚内港 風力タービン撤去

下記位置の、風力タービンは撤去された。

位 置 45-25-05N 141-40-05E

海 図 W1040-W1041

出 所 稚内海上保安部



6年46項 北海道西岸 - 石狩湾港北北東方 障害物不存在

一管区水路通報6年2号20項削除

下記位置の係留ブイらしきものは漂着した。

位 置 43-23.2N 141-25.7E

海 図 W28-JP28

出 所 小樽海上保安部



6年47項 北海道西岸 - 石狩湾港及び付近 海洋調査 図に示す区域で、作業船及び潜水士による海洋調査が実施される。

期 間 令和6年2月5日~令和7年1月31日 (予備日を含む)

日出~日没

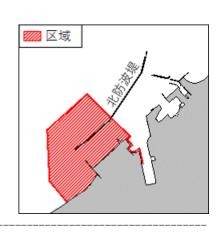
備 考 停船して観測機器を垂下する

潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

警戒船配備

海 図 W7-W28-JP28

出 所 石狩湾港長



6年48項 北海道西岸 - 小樽港、第2区 海上フェンス設置 図に示す区域に、海上フェンスが設置される。

期 間 令和6年2月5日~9日

備 考 海上フェンスは、黄色、橙色旗及び

黄色灯(毎4秒1せん光)付浮標で標示

気象、海象等の状況により変更する場合がある

海 図 W5-JP5

出 所 小樽港長



6年49項 北海道西岸 - 奥尻島、青苗港 魚礁設置 下記区域に、魚礁が設置された。

区域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 42-03-25.1N 139-27-12.9E (既設魚礁上)

(2) 42-03-23. 9N 139-27-11. 3E

(3) 42-03-24. 9N 139-27-09. 5E

(4) 42-03-26.0N 139-27-11.1E (既設魚礁上)

備 考 角型魚礁(高さ1.8m、72基)を設置

海 図 W32(分図「青苗港」)

出 所 第一管区海上保安本部

